

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- この給付金 **(1世帯あたり5万円)** は、令和4年度の住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月の間に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

給付金の支給時期

蟹江町が確認書(または申請書)を受理した日から3週間程度が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月~12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

返送が必要です

令和4年9月30日時点で
蟹江町に住民登録のある方へ
蟹江町から
確認書をお送りします。



返送期限：令和5年1月31日(火)

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請時点で、蟹江町に住民登録のある方は、蟹江町に申請してください。
申請書は、蟹江町ホームページからダウンロードできます。



申請期限：令和5年1月31日(火)

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、蟹江町から支給内容や確認事項が書かれた確認書をお送りします。
- 内容を確認して、蟹江町へ返送してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金の支給口座に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族等のみの方ではないこと

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安

(蟹江町の場合) 単身または扶養なしの場合：93万円以下、配偶者と子(1人)を扶養している場合168万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、蟹江警察署（0567-95-0110）または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問合せ

● 「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」窓口

蟹江町役場住民課 ☎0567-95-1111(内線194)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、休日、12/29～1/3を除く)

HP

<https://www.town.kanie.lg.jp/soshiki/7/kinkyu-shien.html>



● 制度に関する問合せ

内閣府コールセンター

(子育て世帯への給付金等コールセンター)

☎0120-526-145

受付時間 午前9時～午後8時

(土・日曜日、休日、12/29～1/3を除く)